

京都府がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、がんと診断され、がんの治療を受けた者又は現に受けている者（以下「がん患者等」という。）の療養生活を支援するため、市町村が当該がん患者等のがん治療に伴う心理的負担の軽減、社会参加の促進等を目的としてウィッグ又は乳房補整具（以下「補整具」という。）の購入を助成する事業に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において当該市町村に補助金を交付する。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市町村が、次のいずれにも該当するがん患者等に対し、補整具の購入費用を助成する事業とする。

- (1) 申請時に府内に住所を有する者であること。
- (2) 補整具を購入した日の翌日から1年以内に申請した者であること。
- (3) 申請を行う補整具は40歳に達する日の前日までに購入したものであって、かつ、当該補整具に対する他の補助金等の交付を受けていない者であること。
- (4) 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）ごとに、この要綱の定める補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表のとおりとする。

- 2 対象事業の補助金の額は、補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と、補助基準額とを比較していずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする市町村長は、別途通知する期日までに知事宛て提出するものとする。

(交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(変更承認申請)

第6条 規則第9条に規定する変更申請書は、別記第2号様式によるものとし、変更承認を受けようとする市町村長は、別途通知する日までに知事宛て提出するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条に規定する実績報告は、別記第3号様式によるものとし、第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた市町村長は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日までに知事宛て提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条及び第3条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率
がん患者のワイグの購入費用に対し助成した額	1人当たり10,000円	2分の1
がん患者の乳房補整パッド又は人工乳房及びこれらを固定する補整下着の購入費用に対し助成した額	1人当たり10,000円	

別記第1号様式

番 年 月 日
号

京都府知事 様

市町村長

京都府がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付申請書

上記の補助金について、京都府がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付要綱に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円

- 2 添付資料
補助金所要額調書（別紙1-1）
実施計画書（別紙1-2）

別記第2号様式

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村長

京都府がん患者アピアランスケア支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定の上記補助事業を下記のとおり変更したいので、京都府がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付要綱に基づき、申請します。

記

- 1 補助金変更申請額 円
- 2 変更理由
- 3 添付資料
補助金所要額調書（変更）（別紙2-1）
実施計画書（変更）（別紙2-2）

別記第3号様式

番 号
年 月 日

京都府知事 様

市町村長

京都府がん患者アピアランスケア支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定の上記補助事業を完了しましたので、京都府がん患者アピアランスケア支援事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 補助金額 円
- 2 添付資料
実績報告書（別紙3-1）
実績報告書（調書）（別紙3-2）